

68	66	63	59	50	41	29	33	別表第三十六の二級の欄中	35	35	別表第三十五の六級の欄中	43
68	66	63	59	51	41	30	33		35	35		43
68	66	64	59	51	42	30	34		35	35		44
68	66	64	60	52	42	31	34			36		44
68	66	64	60	52	43	31	34				を	44
69	66	64	60	53	43	32	35					45
69	67	64	61	53	44	32	35			32		45
70	67	65	61	54	44	33	35	26		32	33	45
70	67	65	61	54	45	33	36	27		32	33	
71	67	65	61	55	45	34		28		32	33	
	を							29		33	33	
								29		33	33	
37	67	65	62	56	47	35	25	30		33	34	
38	67	65	62	57	47		26	30		33	34	
38	67	65	62	57	48		27	31		34	34	
39	68	65	62	57	48		27	31		34	34	
39	68	66	63	58	49	38	28	32		34	34	
40	68	66	63	58	49	39	28	32		34	35	
40	68	66	63	58	50	40	29	33		35	35	

に改める。

に改める。

59	71	67	64	54	44	別表第三十七の二級の欄中	67	65	62	58	50	41
60	71	67	64	54		を	68	65	62	58	51	41
60		67	64	55			68	65	62	59	51	42
61	を	67	65	55	37		68	65	63	59	52	42
61	53	67	65	56	38		68	66	63	59	52	43
61	54	68	65	56	38		68	66	63	59	53	43
61	54	68	65	57	39			66	63	60	53	44
62	54	68	65	58	39	38		66	63	60	54	44
62	55	68	65	59	40	39		66	63	60	54	45
62	55	68	65	60	40	40		66	64	60	55	45
62	55	68	66	61	41	41		66	64	61	55	46
63	56	68	66	61	41	41		66	64	61	56	46
63	56	69	66	61	42	41		67	64	61	56	47
63	56	69	66	62	42	42		67	64	61	57	47
63	57	69	66	62	43	42		67	64	61	57	48
64	57	70	66	62	43	42		67	65	61	57	48
64	58	70	66	63		43		67	65	62	57	49
64	58	70	67	63		43		67	65	62	58	49
64	59	71	67	63		43		67	65	62	58	50

に改める。

に改める。

52	別表第四十五の一級の欄中	156	88	50	104	69	別表第四十四の一級の欄中	る。	別表第四十三の五級の欄中	83	58	98		
54		164	90	52	107	70				に改める。	60	101		
56		172	92	54	110	71				62	104			
58		177	94	56	113	72				64	105			
に、		に改める。	96	58	116	74	76	70	107	を	70	107		
78	45		100	62	121	76	78	74	108		74	108		
80	46		102	64	131	80	80	80	112		78	112		
82	47		104	66	136	82	82	82	116		82	116		
84	48	106	68	145	84	84	47	120	90	90	120			
85	51	108	70	154	86	86	48	121	95	95	121			
86	54	112	72	163	88	88	50	を	を	を	59	59		
87	57	116	74	172	90	90	52				62	62	62	120
88	を	120	76	174	92	92	54				65	65	65	121
91		46	124	78	176	94	56				68	68	68	121
94	48	130	80	を	96	96	59	70	92	92	120			
97	50	136	82		46	98	98	62	74	96	96	121		
100		142	84	48	100	100	65	77	に改め	77	120			
		148	86		102	102	68	80		80	121			

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。（経過措置）

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給

79	に改める。	84	82	に改め、同表の七級の欄中	114	を	78	別表第四十六の一級の欄中	112	107
に改める。		85	83		116		78		114	
		86	84		118		80		121	
		87	86		120		82		128	
	88	88	122	84	131					
89	90	124	85	137	134					
90	を	69	86	137	137					
91	70	70	87	137	を					
に改め、同表の七級の欄中	72	71	88	77	79					
	74	72	89	78	82					
	76	73	90	79	85					
	77	74	91	80	88					
	78	75	に、	81	90					
	79	76		82	81					
	80	77	83	82						
	81	78	84	83						
	82	79	86	84						
	83	80	88	86						
		81	90	88						
	82	110	90							
	83	112	90							

がこの規則による改正前の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十二月二十六日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第三十五号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

円	円
34,700	24,500
34,700	24,500
34,700	24,500
34,700	24,500
34,700	24,500
33,700	24,500
32,600	24,500
30,600	24,500
28,600	24,500
26,500	24,500
22,300	22,300
20,000	20,000

17,800	17,800
15,500	15,500
13,300	13,300
11,100	11,100
8,800	8,800
6,600	6,600
4,300	4,300
2,100	2,100

を

円	円
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,000	24,800

に

32,900	24,800
30,900	24,800
28,800	24,800
26,800	24,800
22,500	22,500
20,200	20,200
18,000	18,000
15,800	15,800
13,400	13,400
11,200	11,200
9,000	9,000
6,700	6,700
4,400	4,400
2,200	2,200

改める。

別表中表の部分を次のように改める。

第二条 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職

二 前号に掲げる職以外の職

附則に次の一項を加える。

5 令和六年三月三十一日に別表一項職員の欄の二種の欄の適用を受けていた職員のうち、令和六年四月一日以降に別表一項職員の欄の一種の欄の適用を受ける職員で、当該職員に適用する期間の区分に応じた別表一項職員の欄の一種の欄に掲げる額（以下この項において「一種の額」という。）が、当該区分に応じた令和六年三月三十一日現在の別表一項職員の欄の二種の欄に掲げる額（以下この項において「旧二種の額」という。）に達しないものの初任給調整手当の額は、一種の額と旧二種の額との差額に相当する額を一種の額に加えた額とする。

附則別表中

円	円
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,900	24,800
34,000	24,800
32,900	24,800
30,900	24,800
28,800	24,800
26,800	24,800
22,500	22,500
20,200	20,200

18,000	18,000
15,800	15,800
13,400	13,400
11,200	11,200
9,000	9,000
6,700	6,700
4,400	4,400
2,200	2,200

を

円	円
41,700	31,500
41,000	30,800
40,300	30,100
39,600	29,400
38,900	28,700
37,200	28,000

改める。

別表を次のように改める。

35,400	27,300
32,700	26,600
30,000	25,900
27,200	25,200
23,000	23,000
20,700	20,700
18,500	18,500
16,200	16,200
14,000	14,000
11,800	11,800
9,500	9,500
7,300	7,300
5,000	5,000
2,800	2,800

に

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2 項 職 員	3 項 職 員		4 項 職 員		
	1 種	2 種		1 種	2 種	1 種	2 種	3 種
	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	309,200	185,000	100,000	59,500	45,000	14,500	5,900	29,000
1 年 以 上	309,200	185,000	100,000	58,500	44,000	14,500	5,900	29,000
2 年 未 満	309,200	185,000	100,000	57,500	43,000	14,500	5,900	29,000
2 年 以 上	309,200	185,000	100,000	56,500	42,000	14,500	5,900	29,000
3 年 未 満	309,200	185,000	100,000	55,500	41,000	14,500	5,900	29,000
3 年 以 上	309,200	185,000	100,000	53,100	40,000	13,100	5,300	26,100
4 年 未 満	309,200	185,000	90,000	50,600	39,000	11,600	4,700	23,200
4 年 以 上	309,200	185,000	80,000	46,700	38,000	8,700	3,500	17,400
5 年 未 満	309,200	185,000	60,000	42,800	37,000	5,800	2,400	11,600
5 年 以 上	309,200	185,000	40,000	38,900	36,000	2,900	1,200	5,800
6 年 未 満	309,200	185,000	20,000	32,800	32,800			
6 年 以 上	309,200	185,000		29,600	29,600			
7 年 未 満	309,200	185,000		26,400	26,400			
7 年 以 上	309,200	185,000		23,200	23,200			
8 年 未 満	309,200	185,000		20,000	20,000			
8 年 以 上	309,200	185,000		16,800	16,800			
9 年 未 満	305,900	183,400		13,600	13,600			
9 年 以 上	302,600	181,800		10,400	10,400			
10 年 未 満	299,300	180,200		7,200	7,200			
10 年 以 上	296,000	178,600		4,000	4,000			
11 年 未 満	292,700	177,000						
11 年 以 上	279,700	168,500						
12 年 未 満	265,700	158,700						
12 年 以 上	252,200	149,600						
13 年 未 満	238,300	139,900						
13 年 以 上	224,600	130,700						
14 年 未 満	207,000	119,700						
14 年 以 上	189,900	109,300						
15 年 未 満	172,600	99,000						
15 年 以 上	155,000	88,000						
16 年 未 満	137,000	77,400						
16 年 以 上	118,700	66,300						
17 年 未 満	100,800	55,900						
17 年 以 上	76,200	42,700						
18 年 未 満	51,900	29,500						
18 年 以 上								
19 年 未 満								
19 年 以 上								
20 年 未 満								
20 年 以 上								
21 年 未 満								
21 年 以 上								
22 年 未 満								
22 年 以 上								
23 年 未 満								
23 年 以 上								
24 年 未 満								
24 年 以 上								
25 年 未 満								
25 年 以 上								
26 年 未 満								
26 年 以 上								
27 年 未 満								
27 年 以 上								
28 年 未 満								
28 年 以 上								
29 年 未 満								
29 年 以 上								
30 年 未 満								
30 年 以 上								
31 年 未 満								
31 年 以 上								
32 年 未 満								
32 年 以 上								
33 年 未 満								
33 年 以 上								
34 年 未 満								
34 年 以 上								
35 年 未 満								
35 年 以 上								

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
 3 この表において、1項職員の欄中「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。
 4 この表において、3項職員の欄中「1種」とは第2条第3項の職を占める職員のうち行政職給料表の適用を受ける職員を、「2種」とは同項の職を占める職員のうち研究職給料表又は特定獣医師職給料表の適用を受ける職員をいう。
 5 この表において、4項職員の欄中「1種」とは第2条第4項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。
 6 第2条第4項第4号の職を占める職員については、本表にかかわらず、別に定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十二月二十六日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第三十六号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第四条中「校長は」の下に、「条例第十二条に規定する手当を除き」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（支給の調整）

第四条 条例第十二条に規定する手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合（福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下この号において「給与条例」という。）第二十二条第一

項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、給与条例第十四条の規定に基づいて勤務しな

いことにつき特に承認のあつた場合を除く。）

様式第一号から様式第五号までの様式中「第4条第5項」を「第5条第5項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、なお当分の間、これを繕って使用することができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十二月二十六日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第三十七号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「教育職給料表（三）の適用を受けるもの」の下に「（第三号に掲げる職員を除く。）」を加え、同条第二号中「教育職給料表（二）の適用を受けるもの」の下に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第二十一条の二第一項に規定する職員で福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）第十二条の規定による夜間学級担当手当（以下この号において「夜間学級担当手当」という。）を支給されるもの

その者に適用される給料表の別並びにその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一又は別表第二に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間

学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一又は別表第二に掲げる額
) 附則第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

別表第二中

定年前再 任用短時 間勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
---------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

を

定年前再 任用短時 間勤務職 員		5,400	7,200	7,500	7,700	8,000
---------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

に改める。

別表第一中

定年前再 任用短時 間勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
---------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

を

定年前再 任用短時 間勤務職 員		4,900	7,200	7,500	7,600	8,000
---------------------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和五年四月一日から適用する。ただし、第三条及び附則第二項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。